

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する
第1次報告書



平成23年10月

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する

第1次報告書 目次

◇第1次報告	1
◇検討会設置要領	7
◇検討会委員名簿	8
◇検討会開催経過	9
◇参考資料	

とちぎの元気な森づくり県民税の見直しに関する第1次報告

－ 使途・執行方法に関する事項 －

我が郷土の先人たちが永年続けてきた森林の整備・保全のための努力により培われ、県民に多くの恵みを与えてくれる豊かな本県の森林は、長引く木材価格の低迷など林業採算性の悪化等による森林所有者の経営意欲の減退から、林業生産活動を通じた適正な整備が期待できず、その公益的・社会的機能の低下が危惧されている。

このような状況の下、県では平成19年7月にとちぎの元気な森づくり県民税条例(以下「条例」という。)を制定し、平成20年度から導入したとちぎの元気な森づくり県民税(以下「県民税」という。)を財源として、荒廃森林の整備や森林に対する県民理解の促進等、本県森林の豊かな恵みを次の世代へ引き継いでいくための「県民協働による森づくり」を着実に推進しているところである。

【とちぎの元気な森づくり県民税による主な事業の実績】

事業区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
森づくり 元気な	とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業			
	間伐	2,078 ha	2,663 ha	3,302 ha
	獣害対策		357 ha	320 ha
	森林バイオマス利用モデル事業			37 ha
	明るく安全な里山林整備事業	533 ha	700 ha	638 ha
人森づくり を育む	元気な森を育む木の良さ普及啓発事業			
	小中学校への机・いすの配布	1,800 基	2,000 基	2,000 基
	県民利用施設への木製ベンチの配布			500 基
	とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業	18 回	18 回	20 回
	森づくり活動地域支援事業	36 活動	50 活動	54 活動
	木の香る環境づくり支援事業	15 取組	23 取組	26 取組
	特色ある緑豊かな地域推進事業		6 取組	3 取組

【とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業】



間伐



獣害対策(被害防止ネット)

【明るく安全な里山林整備事業】



将来まで守り育てる里山林整備



通学路等の安全・安心確保のための整備

【森の楽校(がっこう)事業】



間伐体験講座

【森づくり活動地域支援事業】



森林体験学習

【元気な森を育む木の良さ普及啓発事業】



小中学校への間伐材を活用した机・椅子の配布

これら県民税による事業（以下「県民税事業」という。）の実施状況については、毎年度とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会により執行状況や事業効果の検証・評価等が行われており、評価委員会の評価結果や意見は次年度以降の県民税事業の実施方法や内容への反映を図り、より効果的・効率的な県民税事業の実施に努めてきたところである。

【とちぎの元気な森づくり県民税事業による取組の経過】

平成21年度	・奥山林整備事業での「獣害対策」新規実施(H21～H24)
平成22年度	・奥山林整備事業での「森林バイオマス利用モデル事業」新規実施(H22～H23) ・里山林整備事業のうち、「通学路等の安全・安心」、「野生獣被害の軽減」整備交付上限額の拡充 ・木の香る環境づくり支援事業において「木製ベンチの配布」を追加拡充
平成23年度	・伐捨て間伐への国庫補助廃止による奥山林整備事業間伐財源の見直し ・里山林整備事業での「生物多様性モデル林整備事業」の新規実施 ・木の香る環境づくり支援事業において、市町の要望に応じ奥山林間伐材を利用できるよう拡充 ・木の良さ普及啓発事業での机椅子・木製ベンチ整備を一部交付金化

【平成23年度とちぎの元気な森づくり県民税事業費 執行計画総括表】 (単位:千円)

区分	県 事 業	市 町 村 交 付 金 事 業	合 計		
ハ ー ド 整 備	とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業費		元気な森づくり推進市町村交付金事業費 C=A+B 724,873 C/I 84%		
	間伐 a	343,869			
	利用促進間伐				
	利用間伐 b	23,667			
	森林バイオマス利用モデル c	6,948			
	獣害対策 d	64,800			
	事業推進費 e	44,102			
	A=a+b+c+d+e A/I 56%	483,386	B=f+g+h+i B/I 28%	241,487	
ソ フ ト 対 策	元気な森を育む木の良さ普及啓発事業費(県) j		元気な森を育む木の良さ普及啓発事業費(市町) p 元気な森づくり推進市町村交付金事業費 F=D+E 141,303 F/I 16%		
	みんなの元気な森づくり推進事業費				
	森づくり情報センター事業 k	9,272			
	「森の楽校(がっこう)」事業 l	13,300			
	県民会議等事業費				
	県民会議事業 m	5,500			
	県民広報事業				
	県民広報事業 n	7,226			
	税事業評価委員会事業 o	1,335			
		D=j+k+l+m+n+o D/I 9%		82,089	E=p+q+r+s E/I 7%
合計	G=A+D G/I 65%	565,475	H=B+E H/I 35%	300,701	I 866,176

一方で、県民税の導入以後、県民税事業に対する各方面からの意見や国の森林・林業に係る施策の転換など、県民税を取り巻く社会情勢等に大きな変化が生じていることから、県においては、条例に規定する施行後5年を経過した場合の検討及びその結果に基づく必要な措置に関する検討を1年前倒しして開始し、今後の県民税及び県民税事業の方向性、またそのあり方等について対応方針を決定するため、平成23年6月に本検討会が設置された。

【とちぎの元気な森づくり県民税条例】

とちぎの元気な森づくり県民税条例(抜粋)
附則 2 知事は、この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

本検討会では、条例の規定やこれまでの県民税事業の実施状況と課題、また社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを行う事項について以下のとおり区分し、本年度から2カ年にわたって検討を進めることとした。

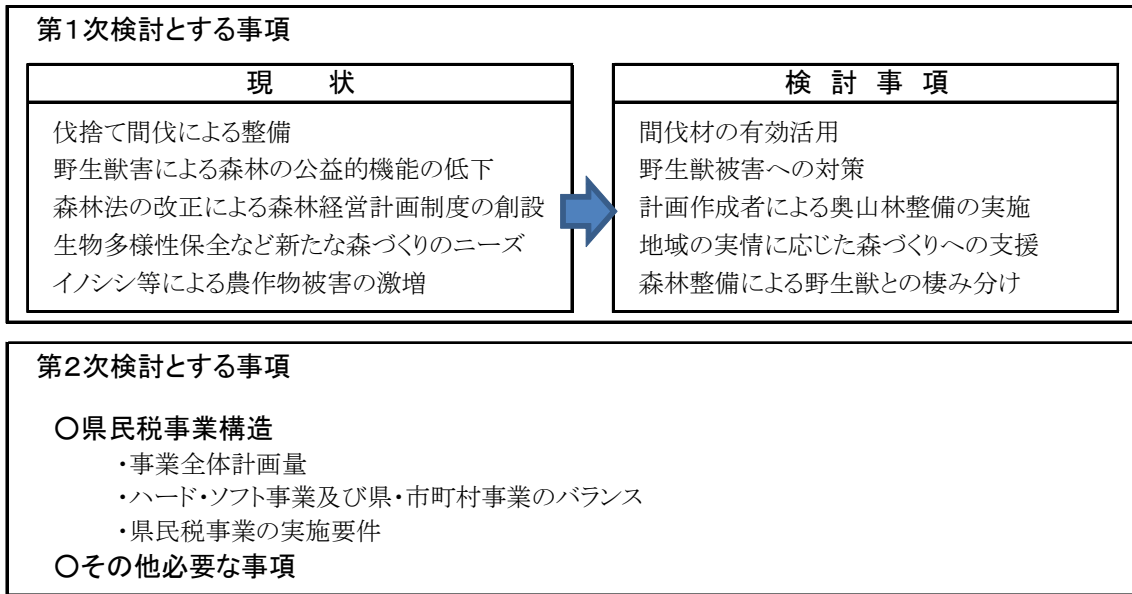
○第1次検討

国の施策転換など社会情勢の変化等により、条例の範囲内において県民税事業の使途及び執行方法等について平成24年度から対応すべき事項

○第2次検討

条例の規定に基づく条例の施行後5年を経過した場合における検討及び必要な措置に関して、平成25年度から対応すべき事項

【とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直し検討区分】



以上の区分に基づき、本検討会では第1次検討に係る事項について、本年6月から10月まで4回にわたり検討を行った結果、委員の総意として下記のとおり報告を行う。

県においては、本報告を踏まえ、県民税を取り巻く社会情勢の変化等に対応した見直し方針を早期に決定し、公益的・社会的機能を十分に発揮させる森林整備の推進に今後一層努められることを要望するものである。

記

県は、間伐などの手入れの遅れや野生獣被害により荒廃した奥山林、また地域社会との関わりが希薄化し放置された里山林について、県民税を財源として、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるための事業を着実に実施しているところである。

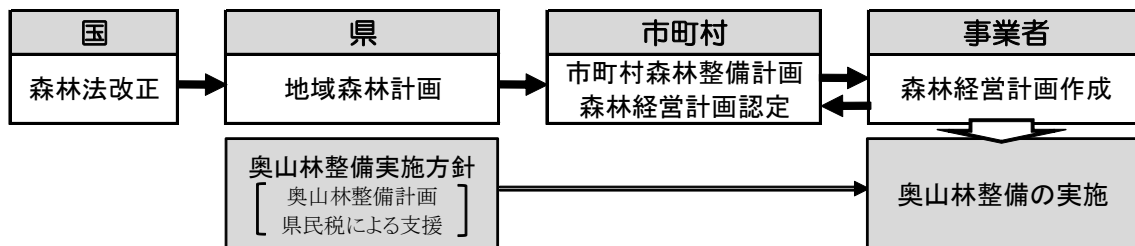
一方、バイオマス資源としての間伐材の有効活用に関する意見や里山林整備に対する地域からの要望、また森林の適切な管理を目的とした森林法の改正など、県民税事業を取り巻く社会情勢等には大きな変化が生じている。

このため、現在の県民税及び県民税事業の構造を変更しない範囲内において、これら社会情勢の変化等に伴い早急な対応が必要な事項について、県民税事業の用途及び執行方法等を以下のとおり平成24年度から見直す必要がある。

1 元気で安全な奥山林の整備について

- (1) 伐捨て間伐を基本とする森林整備を引き続き推進する一方、再生可能な森林資源の有効活用が強く求められるなど新たなニーズに対応するため、間伐材を森林バイオマス資源として利活用するための施策を検討すること。
- (2) 野生獣による奥山林の被害については深刻な状況にあり、森林の公益的機能の持続的発揮に重大な影響を及ぼしていることから、これまでの取組に加え、より積極的な対策を検討すること。
- (3) 森林法の改正により創設された森林経営計画の区域内に含まれる奥山林整備事業対象森林について、県の実施方針の下その適切な管理を目的とする場合においては、当該計画作成者が行う間伐に県民税を導入できる仕組みを検討すること。

【森林法の改正と森林経営計画】



2 明るく安全な里山林の整備について

- (1) 里山林を将来にわたり地域主体で守り育てていく体制づくりが一層促進されるよう、地域の自由な発想や創意工夫がいかされ、その実現に向けた整備が可能となる仕組みを検討すること。
- (2) 野生獣被害軽減に資する里山林整備について、地域が連携してより効果的な対策に取り組めるよう、合意形成活動の促進や技術指導等の充実が図られる施策を検討すること。

平成23年10月27日

栃木県知事 福田 富一 様

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会

座長	須賀	英之
委員	大久保	達弘
委員	秋澤	孝子
委員	印南	一子
委員	江連	比出市
委員	古口	達也
委員	児玉	博昭
委員	中村	祐司

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会 設置要領

(設置)

第1条 とちぎの元気な森づくり県民税条例（平成19年栃木県条例第40号）第2条に規定する「とちぎの元気な森づくり事業」の今後のあり方等に関する対応方針の決定、並びに同条例附則の2に規定する条例の規定についての検討及び必要な措置について、有識者の意見を求めるため、とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、委員8名以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長が招集する。

2 検討会は、座長が議長となる。

3 座長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、環境森林部環境森林政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年5月31日から施行し、平成25年3月31日をもってその効力を失う。

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会
委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
秋澤 孝子	(社)栃木県建築士会 女性委員会副委員長	
印南 一子	前税事業評価委員公募委員	
江連 比出市	県森林組合連合会代表理事副会長	
大久保 達弘	宇都宮大学農学部教授	座長代理
古口 達也	茂木町長	
児玉 博昭	白鷗大学法学部准教授	
須賀 英之	宇都宮共和大学学長	座長
中村 祐司	宇都宮大学国際学部・大学院国際学研究科教授	

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会
開催経過

平成23年 6月 24日	検討会委員委嘱
同 日	第1回検討会開催 ○座長選出 ○検討会の目的・検討項目・スケジュールについて
平成23年 7月 26日	第2回検討会開催 ○とちぎの元気な森づくり県民税事業の実施状況等について ○とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しの方向性について
平成23年 9月 15日	第3回検討会開催 ○第2回検討会補足事項等について ○第1次報告素案について
平成23年10月 27日	第4回検討会開催 ○第1次報告書案について